

「令和 8（2026）年度地域脱炭素化支援事業」業務委託
公募型プロポーザル 質問内容及び回答

番号	該当箇所	質問内容	回答
1	仕様書 8（1）	<p>「再委託は原則認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、甲の承認を得た場合はこの限りでない。」とありますが、バイオマス熱利用への知見が豊富な専門家への再委託は可能でしょうか？再委託の限度額などがあればご提示お願いいたします。</p>	<p>業務の一部について、専門的知見を要するなど、必要性が認められる場合には、協議の上、再委託を認める場合があります。</p> <p>協議においては、再委託の必要性に加え、金額や業務内容等が適切であるかを確認します。</p>
2	仕様書 4（4）	<p>事例集の作成について「過年度に作成された事例集に併せて作成する」とありますが、過年度の事例集とは公開済み資料でしょうか？非公開であればご開示いただくことは可能でしょうか？</p> <p>また、想定される配布先や配布数がありましたらご開示お願いいたします。</p>	<p>仕様書 4（4）に記載の過年度に作成された事例集については、委託契約締結後に共有する予定です。</p> <p>なお、過年度に作成された事例集は、パワーポイント形式で 5～10 枚程度となっております。</p> <p>また、配布先については、県内各市町へ電子データで送付する予定です。</p>